



食安新発0819第9号
平成21年8月19日

財団法人日本健康・栄養食品協会会長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室長



妊産婦、授乳婦用粉乳及び乳児用調製粉乳の表示許可等に係る留意事項について

健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項に基づく妊産婦、授乳婦用粉乳及び乳児用調製粉乳の表示許可等については、「特別用途食品の表示許可等について」（平成21年2月12日食安発第0212001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「部長通知」という。）により通知したところであるが、その運用に当たっては下記によることとするので、貴管下関係者に対する周知方よろしく願います。

記

第1 妊産婦、授乳婦用粉乳たる表示の許可基準

部長通知別添1の第4の2の表1に示すナイアシンは、ニコチン酸及びニコチンアミドの合計量に1/60トリプトファン量を加えた量とし、ビタミンAは、ビタミンA効力を示すレチノール、 α -カロテン及び β -カロテン等の合計量とする。

第2 乳児用調製粉乳たる表示の許可基準

部長通知別添1の第5の2の表2に示すナイアシンは、ニコチン酸及びニコチンアミドの合計量とし、ビタミンAは、レチノールの量とする。